

# 福井市建築物耐震改修促進計画（令和7年度 改定素案の概要）

## （1）計画の位置付け

福井市建築物耐震改修促進計画は、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月25日施行）」に基づき、国が定める建築物の耐震化を図るための「基本方針」と福井県が定める「福井県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、本市の建築物の耐震化の目標値や耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、取組等を定めている。

## （2）計画の経緯

福井市建築物耐震改修促進計画は、平成20年3月に策定した。

その後、法律の大幅な改正などを踏まえ、計画期間や耐震化率の目標設定、危険ブロック塀の安全対策の追加などの改定を行った。

今般、国が今後の耐震化目標のあり方を示したことや、県計画において計画期間を令和17年度まで10年間延長し、目標値を改めることを踏まえ、これまでの内容を検証し改定を行う。

### <今年度の計画改定の主な概要>

- ・「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物」の令和7年度の耐震化率の推計
- ・計画期間延長と、耐震化率の目標値設定
- ・耐震診断及び耐震化の促進を図る支援策の追加

## （3）「住宅」の耐震化率の現状と目標設定

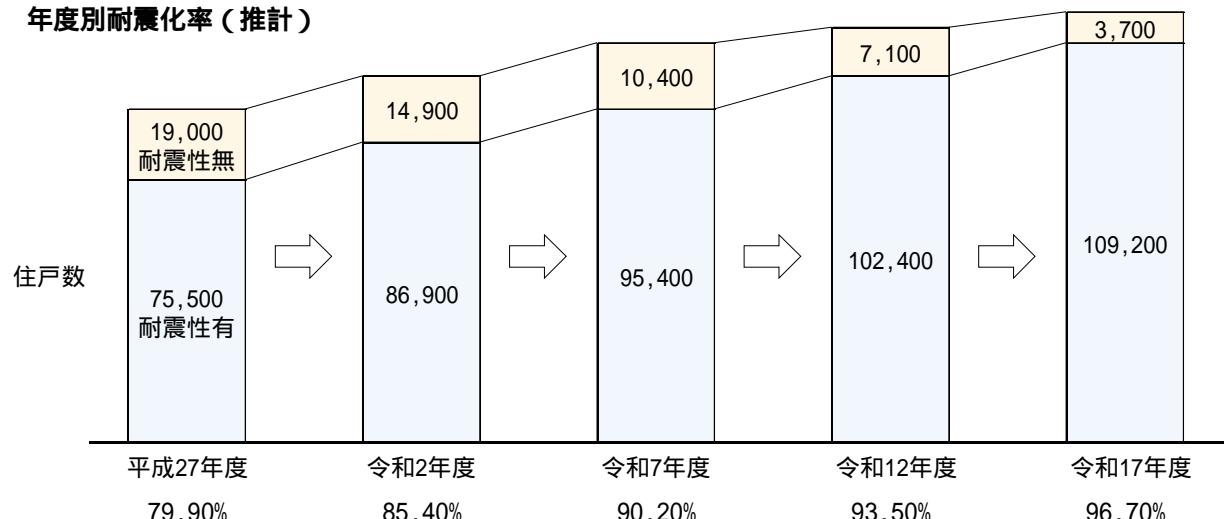
昭和56年5月以前に建築された、いわゆる「旧耐震基準」の住宅は、耐震改修や建替え、除却等が進み、「令和5年住宅・土地統計調査」の結果から推計すると、令和7年度の耐震化率は90.2%となる。

現計画で、令和7年度までの耐震化率の目標値としている90%を達成する。

国の基本方針及び県計画では、今後も、大規模地震に対する安全・安心の確保に努めていく必要があるとし、計画期間を10年間延長し、引き続き住宅の耐震化に取り組むことが示された。

これを踏まえ、本市の計画においても、計画期間を令和17年度に延長し、耐震性が不十分なものを「概ね解消」とし、達成に向けて引き続き「住宅」の耐震化を促進して行くとする。

### 年度別耐震化率（推計）



## （4）「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化率の現状と方針

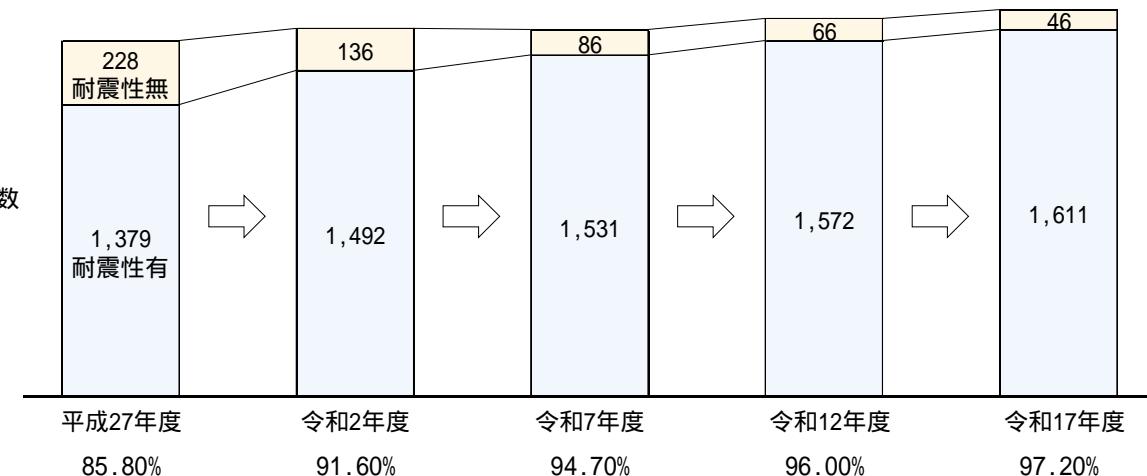
災害時の拠点や不特定又は特定多数の者が利用する「特定建築物」<sup>1</sup>は、庁舎や学校の耐震改修や建替えが進み、実態調査から推計すると、令和7年度の耐震化率は94.7%となる。

現計画で、令和7年度までの目標値としている、95%に近い水準に到達する。

国の基本方針及び県計画を踏まえ、本市の計画では、令和17年度までに耐震性が不十分なものが概ね解消するとし、引き続き、「特定建築物」の耐震化を促進して行くとする。

1 災害時の拠点（庁舎、学校、病院等）不特定多数の者が利用（物販店、ホテル等）特定多数の者が利用（賃貸住宅、事務所等）施設（旧耐震基準の建築物で概ね階数が3かつ延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上）

### 年度別耐震化率（推計）



## （5）耐震化促進の主な施策

### ・住宅

- 【新規】木造住宅の除却支援制度の創設
- 【継続】木造住宅の耐震改修に対する補助支援
- 【継続】木造住宅の耐震診断・補強プラン作成に対する補助制度
- 【継続】所有者等の負担軽減に資する手段の普及（代理受領者制度）
- 【継続】所有者等への普及啓発活動の強化（出前講座、現場見学会等）

### ・特定建築物

- 【新規】耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物）の支援制度創設<sup>2</sup>
- 【継続】耐震診断未実施の所有者への耐震改修法に基づく指導・助言の実施

2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条に基づき、地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難にするおそれがある建物として「要安全確認計画記載建築物」が本市計画改定と同時に改定される県計画に位置付けされることから、本市では県と連携し、耐震化の促進を図るために耐震診断等の支援を行う。